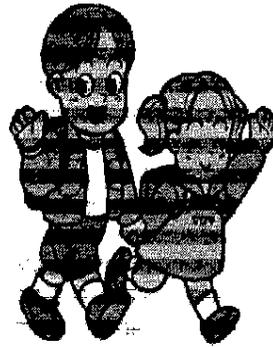


平成20年10月1日から「子ども医療」が始まります！



義務教育修了前のすべての子育て家庭の経済的な負担を軽減し、少子化対策を図る一環として、10月1日より、現行の乳幼児医療費支給制度を拡大した子ども医療費支給制度が始まります。

拡大のポイント

1. 対象児童の年齢を乳幼児(6歳到達後最初の3月31日まで)から中学3年生(16歳到達後最初の3月31日)までに引き上げます。
2. 対象児童には、子ども医療証を発行します。

制度の概要

▽助成の対象は・・・

次のすべての要件を満たす児童を養育している保護者の方です。保護者の所得制限はありません。

1. 刈田町の区域内に住所があること
2. 健康保険の被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であること

ただし、生活保護を受けている保護者の方は対象とはなりません。

▽助成の内容は・・・

保険適用医療費の自己負担(3割)を下表のとおり軽減します。

※この制度の助成を受けるためには申請が必要です。

対象となる方には申請書を送付し、8月中旬より申請を受け付け、「子ども医療証」を交付します。

※詳しい内容は次回広報かんだ7月25日号に掲載予定です。

★問い合わせ先

刈田町役場 健康福祉課国保医療係
TEL 093・434・1848
(内線2009・214)

通院	入院
1医療機関ごとに月600円までの自己負担とします。 (ただし、自己負担額が600円に満たない額の場合は、当該額の自己負担です。)	1日につき、500円までの自己負担とします。 (ただし、1医療機関での負担額は、月3,500円を限度とします。)

新しい制度と現行の制度との比較は、8ページの表をご覧ください。

2008年
夏休みチャレンジ
キャンペーン

★医療費(自己負担分)の軽減
10月1日～9月31日
★対象児童 小学生4・5・6年生
★対象年齢 2008年10月1日～2009年3月31日
★対象児童 刈田町教育委員会
★対象児童 7月20日
★対象児童 申請時に提出しま
す。お申し込みは、刈田町
役場健康福祉課国保医療係
までお問い合わせください。
刈田町役場健康福祉課国保医療係
TEL 093・434・1848
(内線2009・214)

平成20年10月1日より、 公費医療費支給制度が変わります。

★問い合わせ先 刈田町健康福祉課国保医療係 TEL093・434・1848 (内線 209・214)

乳幼児医療費支給制度 ⇒ 『乳幼児・こども医療費』支給制度へ

		対象者		所得制限		自己負担	
		現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
福岡県	3歳未満	通院・入院とも	変更なし	なし	変更なし	なし (完全無料)	変更なし
	3歳以上	入院のみ (3歳～就学前)	通院・入院とも	なし	児童手当準拠	・初診料 ・往診料	通院 600円/月 ┆医療機関あたり 入院 500円/日 (月上限7日)
刈田町	3歳未満	通院・入院とも	変更なし	なし	変更なし	なし (完全無料)	変更なし
	3歳以上	通院・入院とも (3歳～就学前)	変更なし	なし	変更なし	・初診料 ・往診料	通院 600円/月 ┆医療機関あたり 入院500円/日 (月上限7日)
	こども		通院・入院とも (小学1年～中学3年)		なし		通院 600円/月 ┆医療機関あたり 入院 500円/日 (月上限7日)

税源移譲に伴う 住民税の減額申告

平成19年に所得が減って
所得税が課税されなかった方
を対象として、住民税を減
額する制度があります。適
用を受けるには、7月31日
までに申告が必要ですよ。

国から地方への税源移譲により、所得税が減りその分住民税が増えることになりました。ところが、平成18年中に所得があつて平成19年中の所得がなくなった方については、所得税が減る影響は受けず、平成19年度分の住民税が増える影響のみ受けることとなります。このような所得変動があつた方については、平成19年度分の住民税額から、税源移譲によって増額となつた住民税相当額を減額し、納付済みの場合は還付します。この減額措置を受けるためには申告書の提出が必要です。

●対象となる方

平成18年中は所得税が課税される程度に所得があつて、平成19年中は所得税が課税されない程度まで所得が減少した方。

ただし、社会保険料控除な

 福岡県苅田町子ども医療 医療証	
有効期間	平成 20 年 10 月 1 日から 平成 21 年 3 月 31 日まで
負担者番号	8 1 4 0 1 2 0 0
受給者番号	
受給者	住所 京都府苅田町
	氏名 男
	生年月日 平成 年 月 日
一部自己負担金	入院 1日あたり500円(月7日程度) 入院外 1月あたり600円を限度 ※上記金額を医療機関(薬局を除く)ごとに負担してください。
発行機関名及び印	福岡県 苅田町長 
交付年月日	平成 20 年 10 月 1 日

※この証は県外の保険医療機関等では使用できません。